

# セーフティネット資金 (コロナ新規枠・コロナ借換枠)

(セーフティネット保証第5号・業況の悪化している業種関連 伴走支援型特別保証)

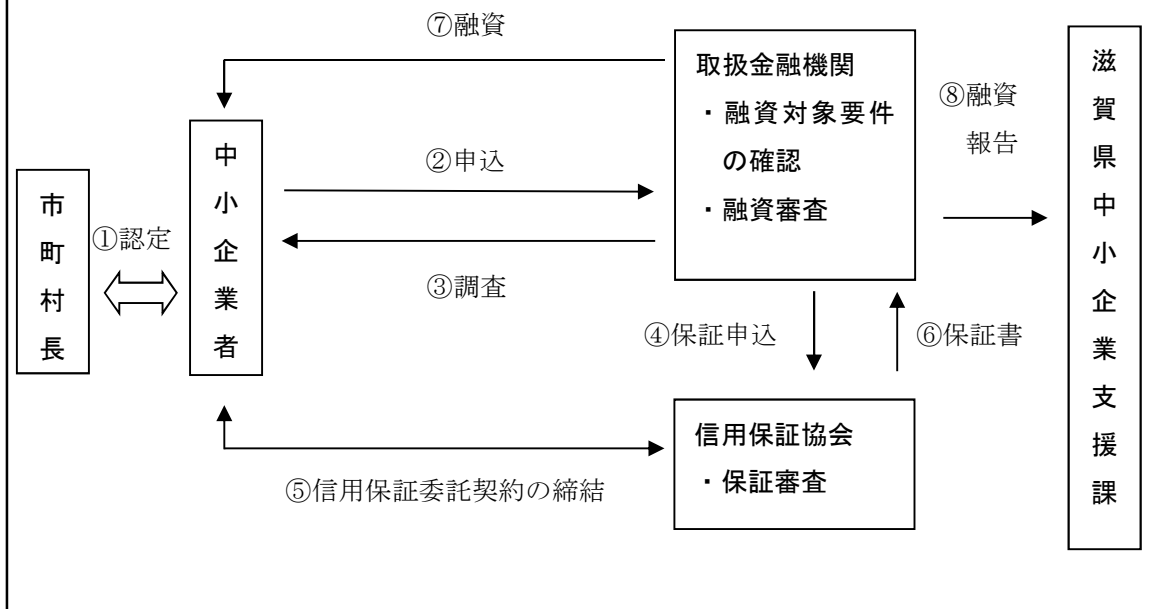
	コロナ新規枠 (運転・設備)	コロナ借換枠
<p>国が指定する業種については、中小企業庁ウェブサイトをご参照ください。</p> <p><b>融資対象者</b> (※1)</p>	<p><b>国が指定する業種</b>に属し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として、<b>市町村長の認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)</b>を受けかつ<b>今後取り組む事項(経営行動計画書)</b>を作成し、<b>金融機関による継続的な伴走支援を受けられる</b>中小企業者、協同組合等(経営安定関連保証利用者)。</p> <p><b>【市町村による認定要件】</b></p> <p>〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕</p> <p>○最近3か月間の<b>売上高等</b>が前年同期比で<b>5%以上減少</b>していること</p> <p>※運用緩和として、令和3年6月30日までの間、最近1か月間の売上高等とその後の2か月間の売上高等を含む3か月間の売上高等の減少でも可</p> <p>※その他、一部要件緩和あり</p>	<p>左の<b>市町村長の認定</b>を受けかつ<b>金融機関による継続的な伴走支援を受けられる</b>中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者</p> <p>①保証協会保証付融資(流動資産担保保証等一部保証付融資を除く)を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者</p> <p>②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること</p>
<b>融資限度額</b> (※2)	コロナ新規枠およびコロナ借換枠合わせて4,000万円(※3)	
<b>融資利率</b> (※4)	年1.0%	年1.5%
<b>信用保証</b>	<p>信用保証協会保証付(80%保証)</p> <p><b>保証料率 年0.85%</b></p> <p>ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05%</p> <p>&lt;保証料率の補助&gt;</p> <p><u>0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.85%)に相当する額を国が補助する。</u>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。</p> <p>(参考) 申込人の保証料負担 <b>保証料率 年0.2%</b></p>	
<b>融資期間</b> (※5)	10年以内(据置5年以内)	
<b>担保・保証人</b>	保証協会の定めるところによる	
<b>借入申込先</b>	取扱金融機関	

## 取扱金融機関

滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和3年4月1日現在

### 【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 融資限度額は、セーフティネット保証第4号、5号および危機関連保証分等を含め、本資金（コロナ新規枠）ならびに（コロナ借換枠）併せて4,000万円とします。また、上記の融資限度額のほか、セーフティネット資金全体（コロナ新規枠、コロナ借換枠、新規枠および借換枠）として新規枠8,000万円、借換枠2億円を融資限度額とします。
- ※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

#### （特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
- ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

#### 事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

#### 制度全般の相談

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係